

課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 基本計画

イノベーション推進部

1. 制度の目的・目標・内容

(1) 制度の目的

超高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者の自立を促進し、また、これらの者の介護者の負担の軽減を目的とした、福祉用具開発が強く求められている。このような背景の下、平成5年に制定された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年五月六日法律第三十八号）」において、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、福祉用具の技術向上に資する実用化研究開発を助成すること、福祉用具に係る情報収集、情報提供その他の援助を行うことが規定されている。

また、政策における位置づけとしては、「健康・医療戦略（平成25年6月14日関係閣僚申合せ）」において、国民が健やかに生活し、老いることができる社会（健康長寿社会）の実現を目指すことが示されている。加えて、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術・イノベーションの取組に関するタスクフォース事業計画」として策定された9プロジェクトのうち、「社会参加アシストシステム」の取組の一つとして本制度が挙げられ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会で活用又は大会に合わせて実用化していくべき科学技術イノベーションを促進させる制度として指定されている。

産業としての福祉用具は、高齢者、障害者及び介護者がユーザーであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なる等の理由から、個別用具ごとのマーケットが小さく、事業者にとっては総コストに占める開発コスト比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中でも開発時のリスクが大きなウェイトを占めている。また、事業者の多くは中小企業であり、経営基盤が必ずしも強靱ではないため、研究開発投資が大きな負担となっている企業も多い。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、中小企業等が行う研究開発に対する支援を行うことで、開発リスクを軽減することが必要である。

これら背景のもと、本制度では、福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付すること（研究開発助成事業）により、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、障害者及び介護者のQOLを向上することを目的とする。また、福祉用具の研究開発、普及促進に必要な情報を収集し、関係者等に提供することで、研究開発を支援する（調査委託事業）。

(2) 制度の目標

高齢者、障害者及び介護者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発を促進することにより、高齢者等の生活における負担の軽減を図り、安全で安心できる生活が実現されることを目標とする。より具体的には、助成事業終了後3年を経過した

時点で、助成事業者のうち50%以上が実用化を達成していることを目標とする。なお、「実用化」とは、当該助成事業により開発した製品、サービス等の社会的利用(顧客への提供等)が開始されることを指す。

(3) 研究開発助成事業の内容

①概要

優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う中小企業等に対し広く公募を行い、助成事業者を選定、課題設定型産業技術開発費助成金を交付する。なお、福祉用具に対する利用者ニーズを的確に反映し、速やかな実用化を目指すため、介護・福祉施設等のユーザー等との協力体制の下で行うものとする。

本制度においては、以下を主な対象分野とする。

(ア) 高齢者及び障害者のQOL向上を目指した福祉用具の研究開発

高齢者や障害者に対する日常生活動作の軽減や就労の実現等を通じた、QOL向上に資する福祉用具の開発。

(イ) 高齢者及び障害者の社会参加を支える福祉用具の開発

急速な超高齢社会の進展に伴い、バリアフリーの推進等、高齢者や障害者の積極的な社会参加(ノーマライゼーション)を支援し、豊かさを実感できる社会の実現に資する福祉用具の開発。

(ウ) 「少し不自由な高齢者」を対象とした福祉用具の研究開発

今後、増加が予想される「少し不自由な高齢者」(介護保険制度において給付対象とはならないが、日常生活に何らかの不自由や不便を感じる高齢者をいう)の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策等に役立つ福祉用具の開発。

(エ) 介護者の負担軽減に資する福祉用具の開発

介護人材の確保・定着、高齢化等の課題をふまえ、介護する側の負担軽減に配慮し、介護する側・される側双方にとっての快適なケアにつながる福祉用具の開発。

(オ) 高齢者及び障害者に加え、健常者の利便性にも考慮した共用品としての特性を有する福祉用具の開発

高齢者や障害者の利用者ニーズを主たる目的としつつ、健常者の利便性にも考慮した共用品としての側面が付与されることで、共用品としての普及が促進される福祉用具の開発。

②対象事業者

以下の要件を満たす福祉用具の実用化開発事業を行おうとする中小企業等。

(ア) 研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を持っていること。

(イ) その事業が利用者ニーズに適合し、研究開発要素を有する等、助成金交付の目的に適合するものであること。

(ウ) その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体代替機能の向上等の具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれること。さらに、ユーザーからみて経済性に優れているものであること。

- (エ)福祉用具に対する利用者ニーズを的確に反映し、速やかな実用化導入とするため、介護・福祉施設等のユーザー等との協力体制の下で行っていること。
- (オ)その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

③研究開発テーマの実施期間

3年以内（ただし、研究開発初年度を含め3年度以内とする）

④研究開発テーマの規模・助成率

(ア) 助成額

1件当たり20百万円/年度以内

(イ) 助成率

助成対象費用の3分の2以内。ただし、大企業の出資比率が一定比率を超える事業者については、助成対象費用の2分の1以内。

(4) 調査委託事業の内容

① 概要

福祉用具の研究開発、普及の促進を図る上で必要な情報を収集し、関係者等に提供することで、福祉用具の研究開発を支援する。

② 調査委託テーマの実施期間

1年以内

2. 制度の実施方式

制度の実施体制

研究開発助成事業については、NEDOが原則本邦の企業、または研究機関（原則、国内に研究開発拠点を有していること。ただし、国外企業の特別の研究開発能力、研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点から国外企業との連携が必要な部分はこの限りではない）から、公募によって研究開発テーマ及び研究開発実施者を選定し、助成により実施する（別紙1参照）。また、調査委託事業については、NEDOが民間調査機関への委託によって実施する（別紙2参照）。

(1) 制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有するNEDOは、経済産業省と密接な関係を維持しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じてNEDOに設置される技術委員会等において外部有識者の意見を運営管理に反映させる等のフィードバックを行う。具体的には以下の事項について運営管理を実施する。

①研究開発テーマの公募・採択

- (ア) ホームページ等メディアの活用等を通じて公募を実施する。また、公募に際しては、NEDOホームページ上で、公募開始の1ヶ月以上前から公募に係る事前の周知を行う（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）。

- また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。
- (イ) NEDO外部の優れた専門家・有識者で構成される採択審査委員会において、客観的な審査基準に基づき、公正な審査・採択を行う。特に本制度では、比較的短期間で技術の実用化を目的とすることに留意し、達成すべき技術目標や実現すべき開発品の「出口イメージ」が明確で、我が国の産業技術の向上に資する案件を採択する。
 - (ウ) 公募締め切りから70日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る。
 - (エ) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。

②研究開発テーマの評価

NEDOは、研究開発の意義、目標達成度、成果の技術的意義並びに将来の産業への波及効果等について、外部有識者による厳正な技術評価を中間時点及び終了時点に実施するとともに、技術的及び政策的観点からその評価結果を踏まえ必要に応じて研究開発テーマの加速・縮小・中止等見直しを迅速に行う。特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。また、評価結果により、必要に応じて事業化に向けたフォローアップ等の支援を行う。

3. 制度の実施期間

本制度の開始は、平成5年度（1993年度）からとする。

4. 制度評価に関する事項

NEDOは、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を実施する。また、制度評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

なお、評価の時期については、中間評価を2022年度、以降3年度毎を目処に、事後評価を事業終了翌年度に実施し、本制度に係る技術動向、政策動向や本制度の進捗状況に応じて適宜見直すものとする。

5. その他重要事項

(1) 基本計画の変更

NEDOは制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度内容、実施方式等、基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(2) 根拠法

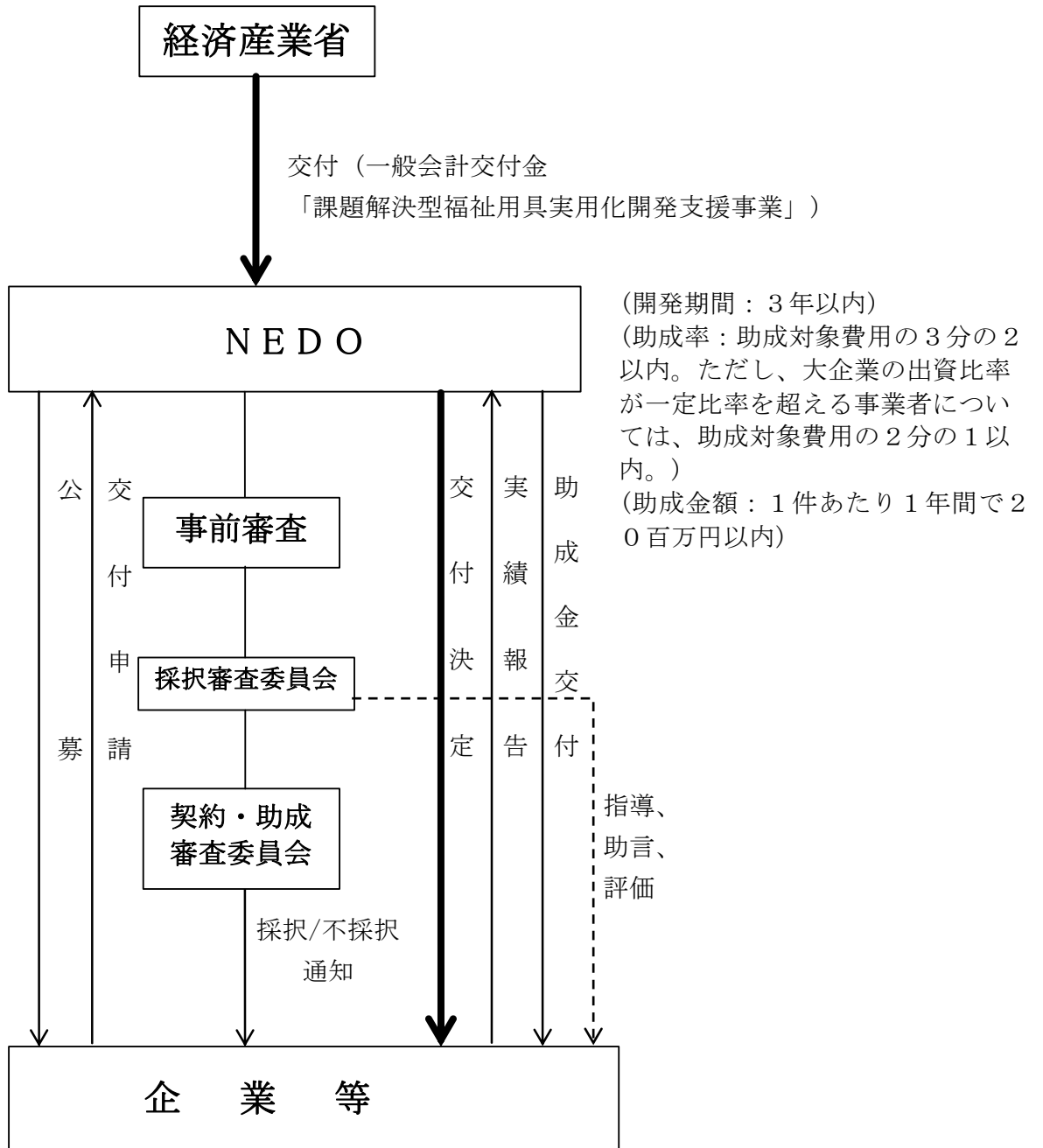
本制度は、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条、及び、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第12号の規定に基づき実施する。

- (3) その他
特に無し。

6. 基本計画の改訂履歴

- (1) 平成18年3月 プロジェクト基本計画等の体系の整備に伴う様式の変更に伴い制定。
- (2) 平成19年3月 文言、体裁等の修正。
- (3) 平成20年7月 イノベーションプログラム基本計画制定により改訂。
- (4) 平成24年3月 文言、体裁等の修正及び推進部署の変更。
- (5) 平成24年9月15日 災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う、根拠法の改定。
- (6) 平成26年2月 1. (1) について、社会情勢の変化を踏まえ修正。その他、文言、体裁等の修正。
- (7) 平成26年4月 推進部署の変更。
- (8) 平成26年11月 推進部署の変更。
- (9) 平成27年4月 「福祉機器情報収集・分析・提供事業」との統合に関する記述を追加。
- (10) 平成28年3月 文言、体裁等の修正。
- (11) 平成29年2月 文言、体裁等の修正。
- (12) 平成29年12月 1. (1) について、新たな政策において位置づけられたことを踏まえ追記。1. (3) ①について、対象分野の追加。1. (3) ②について、用件の追加。文言、体裁等の修正。
- (13) 2020年3月 1. (2) について、社会情勢の変化等を踏まえ修正。その他、文言、体裁等の修正。
- (14) 2021年3月 文言、体裁等の修正。

研究開発助成事業スキーム図



調査委託事業スキーム図

